三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援・起業分）交付要綱

（趣旨）

第１条　三宅町は、奈良県地方創生総合戦略及び三宅町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、三宅町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業（以下、「移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から三宅町に移住し、就業し、又は起業した者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとする。

当該補助金の交付については、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（対象者要件）

第２条　次の号の要件を満たし、かつ第２号、第３号、第４号、第５号又は第６号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第７号の要件を満たす申請者を対象とする。

（１）　移住等に関する要件

　次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア　移住元に関する要件

　　次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

②　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３ケ月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も①及び②における移住元としての対象期間とすることができる。

イ　移住先に関する要件

　　次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　令和７年４月１日以降（デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後　　　　　であって、奈良県において移住支援事業の詳細が公表された後）に転入したこと。

②　補助金の申請時において、転入後１年以内であること。

　③　三宅町に、補助金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件

　　次に掲げる事項の全てに該当すること。

①　　本人又はその世帯員等に町税等（転入した場合にあっては、転入前の市区町村税等を含む。）の滞納がないこと。

②　本人又はその世帯員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有す　る者でないこと。

③　　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

④　　申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、奈良県及び三宅町が認める場合を除く。

⑤　　その他奈良県又は三宅町が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　就職に関する要件

　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　勤務地が奈良県内に所在すること。

イ　就業先が、奈良県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。奈良県以外のマッチングサイトに掲載している求人による就業は対象外とする。

ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ　当該法人に、補助金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（３）　専門人材に関する要件

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　勤務地が奈良県内に所在すること。

イ　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（４）　テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ　内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（５）　起業に関する要件

　１年以内に奈良県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付　決定を受けていること。

　（６）　関係人口に関する要件

　　　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

　　ア　個人事業主又は法人事業主として三宅町交流まちづくりセンターＭｉｉＭｏを営利目的で継続して利用する者

イ　ＭｉｉＭｏ食堂のシェアメンバーとして登録のある者

ウ　農林水産業に就業する者

（７）　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和７年４月１日以降（デジタル田園　　　都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、奈良県において移住支援事業の詳細が公表された後）に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１年以内であること。

オ　本人又はその世帯員等が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金額）

第３条　補助金の金額は、予算の範囲内において世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。（また、第２条第２号の要件を満たす者のうち、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき１００万円を加算する。）

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三宅町移住定住促進事業（移住・就業支援分）申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　住民票謄本の写し（続柄の記載のあるもの）

（２）　納税証明書（未納がない証明でも可、申請者および世帯員（満１８歳に達した日以後の最初の３月３１日を迎えるまでの子は除く）等全員）

（３）　第２条第１号の要件を満たし、かつ同条第２号、第３号、第４号、第５号又は第６号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第７号の要件を満たすことを証する書類

（４）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援分）交付（不交付）決定通知書（様式第３号、以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付請求等）

第５条　申請者は、第４条第２項の規定による通知を受けたときは、速やかに三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援分）交付請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。（交付決定の取消し）

第６条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（２）　その他この要綱に違反する行為があったとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、その旨を三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援分）取消通知書（様式第５号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（返還請求）

第７条　町長は、前条の規定により補助金の支給決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について、既に補助金が支給されているときは、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、期限を定めて三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援分）返還命令書（様式第６号）により補助金の全額又は半額の返還を命じるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして奈良県及び三宅町が認めた場合はこの限りではない。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　補助金の申請日から３年未満に三宅町から転出した場合

ウ　補助金の申請日から１年以内に第２条第２号又は第３号に定める補助金の要件を満たす職を辞した場合

エ　県実施要領に基づき起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合

（２）　半額の返還

補助金の申請日から３年以上５年以内に三宅町から転出した場合

（遅延利息）

第８条　交付決定者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

（交付決定通知書の再交付）

第９条　申請者が補助金の交付決定を受けた後，紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援分）交付決定通知書再交付願（様式第７号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第１０条　町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに三宅町移住定住促進事業補助金（移住・就業支援分）交付決定通知書［再交付］（様式第８号）により、申請者に交付する。

　（報告及び立入調査）

第１１条　奈良県及び三宅町は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、奈良県と三宅町が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。